

教職員各位

後期授業科目の実施方法について

今年度の後期授業科目については、前期の取組を踏襲しつつ、地域の感染状況、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合的に考慮して、下記のとおり行うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 対面授業と「特別授業」（学生ポータル等を用いた遠隔授業）を隔週で実施します。
学年ごとに対面授業日を定めることを原則としますが、詳細は、授業日程表に示し通知します。
2. 通学に際して感染予防教育を徹底します。
新しい生活様式への取組や本学の新型コロナウイルスに関する緊急通達（以下「第6報」という。）に従うことなど、対面授業でのリスク軽減に努めます。
また、学生食堂や図書館の利用など、授業時間以外の生活において、感染予防の3密を避ける手段についても徹底が図られるよう指導します。
3. 感染が疑われる場合は公認欠席とします。
第6報のⅠ「感染した場合や濃厚接触者となった場合」、Ⅱ「感染が疑われる場合」の報告があったときは、それが治癒するまでの間は、公認欠席とします。その間の授業資料等の提供など、学修の助言を与えます。
4. 授業科目の実施方法は必要に応じて見直します。
国又は県の緊急事態宣言や地域・学内での感染者状況等によって、対面授業の在り方を見直します。

2020年8月25日

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策本部会議